

令和 7 年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

(総則)

第 1 条 令和 7 年度胎内市の農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電気工作物保安管理業務 委託料	令和 8 年度	720
マンホールポンプ遠方監 視システム使用料	令和 8 年度	2,040
マンホールポンプ運転状 況閲覧システム使用料	令和 8 年度	317

令和 7 年 12 月 4 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦